

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,447,997,492	3,447,997,492	東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所(東京、名古屋、大阪は市場第1部)	—
計	3,447,997,492	3,447,997,492	—	—

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式です。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

＜第1回新株予約権証券（平成14年6月26日決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	3,481個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	348,100株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者の退任・定年退職・転籍・死亡の場合における本新株予約権の行使については以下のとおりとします。 ①退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月に限り、行使することができるものとします。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役役に就任する場合には、退任にあたらぬものとします。 ②死亡の場合 本新株予約権の行使はできないものとします。 2 上記1に定める以外の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第2回新株予約権証券（平成15年6月26日決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	7,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第3回新株予約権証券（平成16年6月23日決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数	10,387個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,038,700株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第4回新株予約権証券（平成17年6月23日決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数	16,160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,616,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第101回定時株主総会終結後2年 内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新 株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社におけ る取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ず る地位にあることを要します。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で 個別に締結する契約に定めるところによるものとしま す。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を 要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

- ② 当社は、会社法第236条および第238条の規定ならびに第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

< 第5回新株予約権証券（平成18年6月23日決議分） >

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	31,760個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。 4 新株予約権の相続はこれを認めません。 5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

< 第 6 回新株予約権証券（平成19年 6 月22日決議分） >

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成20年 6 月30日)
新株予約権の数	32, 640個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3, 264, 000株
新株予約権の行使時の払込金額	7, 278円
新株予約権の行使期間	平成21年 8 月 1 日から 平成27年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 7, 278円 資本組入額は会社計算規則第40条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとしします。
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第103回定時株主総会終結後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も 2 年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。 4 新株予約権の相続はこれを認めません。 5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	3,447,997	—	397,049	—	416,970

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しています。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	普通株式 338,798,100	—	—
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 3,106,806,300	31,068,063	—
単元未満株式	普通株式 2,393,092	—	—
発行済株式総数	3,447,997,492	—	—
総株主の議決権	—	31,067,470	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式298,717,600株と相互保有株式40,080,500株です。

2 「完全議決権株式(その他)」には、実質株主名簿に記載されていない(株)証券保管振替機構名義の株式59,100株(議決権591個)および名義人以外から株券喪失登録のある株式が200株(議決権2個)含まれています。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株) (自己株式)	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	298,717,600	—	298,717,600	8.66
東和不動産(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号	35,314,200	—	35,314,200	1.02
豊田合成(株)	愛知県西春日井郡春日町 落合長畑1番地	1,658,900	—	1,658,900	0.05
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橘 二丁目10番1号	1,211,500	—	1,211,500	0.04
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100	—	473,100	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300	—	334,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600	—	294,600	0.01
京三電機(株)	茨城県古河市丘里11番地3	222,400	—	222,400	0.01
トヨタ紡織(株)	愛知県刈谷市豊田町一丁目 1番地	201,300	—	201,300	0.01
トリニティ工業(株)	愛知県豊田市柿本町一丁目 9番地	145,400	—	145,400	0.00
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町高根 10番地	100,100	—	100,100	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	71,700	—	71,700	0.00
ネッツトヨタ西日本(株)	福岡県福岡市博多区西月隈 三丁目1番48号	12,700	—	12,700	0.00
(株)東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200	—	10,200	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000	—	10,000	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県射水市奈呉の江 12番地の3	9,900	—	9,900	0.00
名古屋ダイハツ(株)	愛知県名古屋市中区千代田 三丁目2番5号	8,000	—	8,000	0.00
ナミコー(株)	兵庫県伊丹市東有岡一丁目 65番地	2,000	—	2,000	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200	—	200	0.00
計	—	338,798,100	—	338,798,100	9.83

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4 月	5 月	6 月
最高(円)	5,420	5,590	5,710
最低(円)	4,800	5,000	5,000

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場です。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。